

平成 22 年度事業計画

ICT の進歩と社会への浸透は、今までの予想を大きく上回る速度で日々社会経済活動、日常生活、人との係わり等大きく変化をもたらしています。このような中、昨年 12 月に「新成長戦略（基本方針）」が閣議決定なされ、また「原口ビジョン」が示され、ICT は新たなイノベーションを生む基盤となることや、ICT の利活用を推進することによる国民生活の向上等が示されています。これらの政策に基づき、地方公共団体における情報システムの抜本的改革や、自治体クラウドなどを利用した、地方公共団体内外の様々な機関の組織横断的な連携サービスの実現をめざして各方面で多様な取組みがなされております。

また、平成 21 年度の総務省調査において、全国約 160 の地方公共団体において地域情報プラットフォームを適用または、検討を行っているとの発表がされました。こうした環境下において、当協会は、地方公共団体の情報システムの抜本的改革や、地域において多数の主体の連携により実現される地域情報化をサポートするシステム連携基盤（地域情報プラットフォーム）の仕様構築を完了し普及活動を積極的に展開しています。

具体的には、地域情報プラットフォームの利活用を推進するとともに、地方公共団体等において、汎用的に利用可能な公共アプリケーション(防災・医療・教育等)の検討・整備、普及促進のためのセミナー等の開催、各種地域情報化推進に関する活動の支援等を行って参りました。

平成 22 年度においてはこれまでの事業実績を踏まえ、地域情報プラットフォームの普及元年と位置付け、積極的に普及活動に努めます。また、地域情報化を取り巻く環境変化を見定めつつ、総務省を始めとした政府機関との連携、NPO 等の地域に根ざした活動団体との連携を含めて地域情報化推進に資する各種活動をさらに強化するとともに、成果物の普及活動にも具体的に取り組むこととします。

平成 22 年度に予定する主な事業は、次のとおりです。

1. 地域 ICT サービスの展開を推進するための連携基盤の整備

地域情報プラットフォームの実際の導入が徐々に始まってきていることを踏まえ、平成 22 年度は、大きく次の 3 つの観点から、「地域情報プラットフォーム標準仕様」等の強化・保守を実施する。

- ① ワンストップサービスを含めた地方公共団体間、国と地方公共団体の間、及び官民間の業務サービス連携の強化
- ② 法改正への迅速な対応
- ③ 利用者（現場）に即した標準仕様へ向けた強化

①については、「地域情報プラットフォーム推進事業」（総務省）の実証事業の成果等について、次世代基盤 WG・標準仕様 WG を中心に協議を行い、必要に応じて「地域情報プラットフォーム標準仕様」へ反映する。特に、地方公共団体間の業務サービス連携に必要なインタフェース、及びバックオフィス連携に必要な技術要素の 2 点を中心に整理を実施する。また、本結果を、必要に応じて平成 22 年度の国の関連プロジェクト（平成 21 年度の「次世代電子行政サービス基盤等プロジェクト検討チーム」（内閣官房）の継続プロジェクト等）へフィードバックを行う。

②については、地方公共団体の業務システムへの影響度が特に大きいと想定される法改正（外国人登録制度の廃止に伴う住民基本台帳法の改正への対応、および子供手当（仮称）への対応等）を中心に、必要に応じて国との連携を密に図ることで、いち早く「地域情報プラットフォーム標準仕様」へ反映する。

③については、「地域情報プラットフォーム標準仕様」に対する、フィールド（地方公共団体、企業等）からの要望について、また APPLIC にて実施した先行導入地方公共団体へのインタビューの際に頂いた要望等について、必要に応じて各 WG にて協議を実施し、「同標準仕様」へ反映する。

なお、技術専門委員会の WG 体制については、平成 21 年度の WG 体制（標準仕様 WG、次世代基盤 WG、GIS-WG の 3WG 体制）を、平成 22 年度も継続とする。

（1）基本説明書の強化・改版

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの概念・目的・効果等の基本的事項を記載した「基本説明書」について、以下（2）の標準仕様の改版内容に合わせて、適宜内容の強化・見直し等を行う。

（2）標準仕様の強化・改版

「アーキテクチャ標準仕様」、「プラットフォーム通信標準仕様」、「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」、「GIS 共通サービス仕様」、及び「地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様」の各ドキュメントについて、上述の①～③の観点から強化・改版を実施する。特に、地方公共団体間、国と地方公共団体間を中心とした業務サービス連携のデータ項目やインタフェース、及びバックオフィス連携に必要となる ID 連携・認証・レジストリといった技術要素に関して協議を行い、必要に応じて標準仕様へ反映する。併せて、法改正への対応を迅速に実施する。さらには、フィールド（自治体、企業等）からの要望等を必要に応じて WG で協議の上、標準仕様へ反映する。

（3）ガイドラインの強化・改版

上記の標準仕様本体の改版に合わせて、また上述の①～③の観点を踏まえて強化・改版を実施する。

（4）相互接続確認事業

地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する「相互接続確認イベント」を、平成 21 年度より継続して実施する。

平成 21 年度は全 2 回を実施し、16 社の製品を対象に実施してきたことから、平成 22 年度については、1 回程度の実施を予定とする（ただし、必要に応じて、実施回数を増やす等の対応は行う）。なお、実施結果は一般公開とし、地域情報プラットフォームの普及促進への貢献を目指す。

（5）地域情報プラットフォームの普及促進支援等

- ・ 地域情報プラットフォーム標準仕様へ準拠する製品の登録申請に対し、受付・審査・登録・公開を継続して実施する。
- ・ 上述の準拠登録製品、および（4）の相互接続確認イベントにて相互接続の確認

をとれた製品に対しては、「APPLIC 推奨マーク」の発行を継続して実施する。

- ・ 地域情報プラットフォームに関して、自治体の導入（SI）事例を、APPLIC ホームページにて登録・公開していく取り組みを新たに実施する。

【成果物目標】

- ・ 地域情報プラットフォーム基本説明書（改定版）
- ・ 地域情報プラットフォーム標準仕様書（改定版）

2. 公共ネットワークを活用した公共アプリケーションの展開の推進

平成 21 年度活動成果を踏まえ、公共アプリケーションの標準仕様のプロモーション活動を行うと共に、引き続き標準仕様の策定及び標準仕様策定に向けた詳細検討を行う。

なお、アプリケーション委員会における検討にあたっては、技術専門委員会等の他の委員会と連携を図り、特に技術専門委員会とは、共通課題を速やかに解決するための検討の場を設け、最適な検討環境を整備していくこととする。また、各分野における政府関連施策、標準化動向、技術動向等を勘案しつつ、各分野で既に取り組まれている成果（各地方公共団体等における先進事例等）を参考にするものとする。

（1）防災アプリケーションに関する検討

防災というテーマにとらわれず、広く「住民生活の安心・安全」を実現するための公共アプリケーションの検討を行うため、平成 21 年 10 月にWG名称を「防災WG」から「安心・安全WG」へ変更した。

平成 22 年度は、これまでに整備した普及環境「防災業務アプリケーションユニット標準仕様（V1.0）」を実際に運用する事例を生み出すべく、関係府省や先進地方公共団体への利活用促進を呼びかけ、ICT による安心・安全な地域社会の実現に近づけることを目標とする。

具体的検討内容として、「防災業務アプリケーションユニット標準仕様（V1.0）」の普及活動、地域の安心・安全アプリケーションの有用性検討及び普及策の検討を行う。

（2）医療・健康・福祉アプリケーションに関する検討

平成 22 年度は、平成 21 年度の検討成果である「健康情報活用基盤 導入の手引き」を土台として、健康情報活用基盤の整備とユニバーサルサービスの導入を促進すべく、地方公共団体の役割としての「健康支援サービス」をより具体化しサービスの実現に向けた検討及び標準仕様案策定について検討を行う。また、総務省・厚生労働省・経済産業省の3省連携による「健康情報活用基盤実証事業」と連携を図り今後の「健康情報活用基盤」整備に向けた取り組みを協議していく事とする。その他、ワーキング活動の認知度向上、地方公共団体会員との連携強化施策に取り組む。

（3）教育アプリケーションに関する検討

平成 22 年度は地方公共団体や学校が“必要としているニーズ”を把握し、長期的にあるべき姿＝ビジョンを踏まえた解決策の方向と具体的なアプローチを検討していく。

そのための助走期間（半年）で改めてニーズ分析を行い、活動スコープの設定を行う。後半で推進策・標準案の検討を行う。また、関連中央省庁等の検討状況や情報化に関する見解等を把握し、教育WGが貢献できる活動のあり方を検討していく。

教育WGの体制面では、平成21年度の学校地域連携サブWGと校務アプリケーションサブWGをロードマップ検討サブWGに集約する。

【成果物目標】

- ・安心・安全アプリケーションの普及に向けた検討報告書
- ・医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書（第4.0版）

なお、「医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書（第4.0版）」は平成20年度の基本提案書（第3.0版）を参考にして改定する。

- ・教育の情報化推進ロードマップ
- ・教育情報データ連携標準仕様（V0.9版）

3. 情報通信インフラの利活用

情報通信インフラ委員会は、ブロードバンド・ゼロ地域が2010年度末を待たずに解消される見込みであり、地域公共ネットワークも整備が進み、地方公共団体の要望が利活用の促進へと移行してきている事から、活動の重点を情報通信インフラの整備からその利活用に移行し、委員会名称を今後の活動内容に則したものに変更する。

また、ブロードバンド全国整備促進WGおよび地域公共ネットワーク整備促進WGを発展的に改組し、ICT利活用およびそれに伴うインフラの環境整備の検討を行うワーキングとして再構成する。

新委員会名称 : ICT利活用・環境整備委員会

新ワーキング名称 : ICT利活用・環境整備促進WG

(1) ICT利活用・環境整備促進の活動

整備された情報通信インフラの利活用を促進することにより、公共サービスの充実等を通して地域住民の利便性向上を図るとともに、それらのサービスの実現に適したICT環境やアプリケーションの検討・提案を行う。また、条件不利地域の課題解決に向けて、要望の集約や情報の交換・共有を図るために離島サミット等を行う。

なお、活動にあたってはアプリケーション委員会等他の委員会との連携を図るものとする。また、総務省をはじめとした政府関連施策との連携を図りつつ、各分野における標準化動向、技術動向等を勘案し、それぞれの分野で既に取り組みされている成果（各地方公共団体等における先進事例等）を参考にするものとする。

【成果物目標】

- ・ブロードバンド利活用事例集（第5.0版）
- ・広域連携における公共サービス整備モデル仕様（第1版）

なお、「ブロードバンド利活用事例集（第5.0版）」は、ブロードバンド整備後の地域振興等に特に重要な利活用面の充実を図るため、最新の利活用事例を調査し改訂する。また、離島等の条件不利地域におけるICT活用方策について重点的に調査し内容の充実を図る。「広域連携における公共サービス整備モデル仕様（第1版）」は、広域圏（広域連合・

複数の自治体・県)を対象として、ICTの利活用によって地域課題の解決を実現する観点から、望ましいICT環境及びアプリケーションの検討・提案等を行う。

4. 地域情報化を推進するための普及活動

平成22年度の普及活動は、これまでの取り組みに加え新たに地域情報プラットフォームの普及のためにAPPLICテクニカルアドバイザーの派遣及び、CIO/CIO補佐官等セミナーを実施する。また、平成23年度以降の普及活動について、より一層充実を図るために全般的な見直し検討を行う。

(1) 人材育成

ICTの効果的な導入により業務効率化やサービス向上を目指す地方公共団体情報化、地域情報化などに総合的に対応できる人材の育成を目指し、自治体CIO育成研修を実施するとともに、地域ICT人材に関するスキルの標準化を目指す。

ア 地方公共団体職員を対象としたCIO育成研修の実施

○ITガバナンス編 ○運用・管理編 ○投資・評価編 ○全体最適化編

なお、これまで本研修に参加していない都道府県及び政令指定都市の参加を呼びかけスキルの標準化を目指す。また、これまで研修を受講した職員を対象とした意見交換会を検討する。

イ 地域における人材育成研修の実施

地方公共団体等からの人材育成研修の要請に基づく講師派遣について検討する。

ウ 地域情報化を推進するために必要な人材のスキルを明示し、各地域にて情報化を確実に推進するため、平成21年度人材WGにて検討を行い“地域情報化人材スキルマップ”を完成させた。これを地方公共団体に配布し、地域ICT人材に関するスキルの向上に活用して頂く。

(2) 全国地域情報化推進セミナー等の開催

地域情報化施策の全国的な普及を図るため、地域住民、地方公共団体職員、民間企業、NPOを対象にしたセミナーを開催するとともに、地域情報化に関する各種イベントへの参加を図る。

ア 全国地域情報化推進セミナーの開催

○全国地域情報化推進セミナー2010 in 会津若松(6月24日～6月25日)

○全国地域情報化推進セミナー2010 in 広島(10月頃の検討)

イ 全国CIO/CIO補佐官等セミナーの実施

地域情報プラットフォーム導入の推進を行うCIO、CIO補佐官等を対象に、CIOとしての取り組み、事例、総務省動向などの集中講座を行う。

ウ イベントへの参加

○地方自治体情報化推進フェア(11月)等への参加。

○自治体トップセミナーへの協力。

エ 広域情報化セミナー

総務省からの推薦を受けて、各総合通信局等が主催する ICT に関連のセミナーについて協賛を行い、地域の活性化（ICT 利活用）支援を行う。

オ APPLIC フォーラム

年度末に総務省の施策情報提供並びに各委員会の活動状況の報告などを中心にフォーラムを開催する。

(3) 各委員会の平成 21 年度成果物の周知

各委員会の取組み結果等の継続的な普及を図るため、適宜、説明会等を開催する。

ア 説明会等の開催

APPLIC 会員を対象とした、各委員会の成果物に関する説明会、APPLIC フォーラム等の開催、並びにホームページによる情報提供を行う。

イ 説明員等の派遣

地方公共団体、各総合通信局等、NPO 団体など、地域からの講師派遣要請に対して、積極的に説明員として講演会等に参加する。

(4) 各種情報のナレッジ化と共有

総務省との連携（協力体制）において、各地域における地域情報化施策の取組みの事例及びノウハウを蓄積し、広く会員に公開し、活用を図ることを目的として、地域情報化事例に関するナレッジを共有可能な環境を整備する。

(5) 地域情報化アドバイザー派遣

地域情報化に関する共通の課題を解決するための情報交換の場を提供するとともに、必要に応じて課題解決のための地域情報化アドバイザーを派遣する。

(6) 地域活動支援（会員活動等）

各地域の特性を活かした地域情報化を推進することを目的として、会員が実施、または会員が推薦する地域情報化に貢献する活動に対して支援金の提供等を実施する。

【支援期間等】

○上期支援期間：4月1日～9月30日(募集期間：1月18日～2月19日)

○下期支援期間：10月1日～3月31日(募集期間：7月20日～8月20日予定)

(7) 地方公共団体の動向把握

地方公共団体からのこれまでのセミナー、講演会、CIO 研修の参加状況等を分析し、地方公共団体の情報化の動向把握に努める。また、イベント、セミナー実施時等にアンケートを実施して参加地方公共団体の情報化の取組について把握する。

(8) APPLIC テクニカルアドバイザー派遣

地域情報プラットフォームの専門家チームを結成し、地方公共団体からの要請に応じ、地方公共団体での地域情報プラットフォームの適用に関し、専門家の派遣を

実施する。

(9) パンフレット等の作成

APPLIC の取組を周知するためのパンフレット等を作成する。

ア 地域情報プラットフォーム等の地域情報化推進のためのパンフレットを更新する。

イ プロモーションビデオを継続して活用する。

(10) APPLIC 通信及びホームページの充実

5. 情報通信月間推進協議会事務局事務の運営による情報化の推進

情報通信に関する関係団体が参加する情報通信月間推進協議会の事務局として、継続して情報通信月間の期間を中心として全国各地で開催される情報通信の普及啓発のため、行事の総括及び企画支援等の事業を行う。

・情報通信月間：5月15日～6月15日

6. 会員数拡大への取り組み

各委員会等の活動で得られた成果を広く普及・周知し、協会の社会的役割を一層拡充するとともに、併せて財政基盤の一層の確立を図るため、会員数の拡大に取り組む。

7. 新公益法人への取組

新公益法人への移行については、全体的な動向を勘案し、平成23年度中を目標として準備を進める。